那須町

地域生活支援拠点等体制の概要

那須町保健福祉課障がい者福祉係

I 那須町の概況 (令和6年4月1日時点)

·人口/世帯数

23,912人/10,747世帯(住民基本台帳から)

·高齢化率

43.00%

·障害者手帳交付状況

身体障害者手帳所持数 1,

1, 222人

療育手帳所持数 296人

精神保健福祉手帳所持数 223人



那須町の福祉サービス事業所数(令和6年4月1日現在)

指定特定•指定障害児相談支	援 4か所
指定一般相談支援	<u>1か所</u>
居宅介護•重度訪問介護	2か所
<u>行動援護</u>	<u>1か所</u>
<u>短期入所</u>	<u>4か所</u>
<u>生活介護</u>	<u>4か所</u>
自立訓練(生活訓練)	<u>1か所</u>
<u>就労継続支援A型</u>	1か所
<u>就労継続支援B型</u>	<u>4か所</u>
<u>共同生活援助</u>	<u>5か所</u>
<u>施設入所支援</u>	1か所
<u>放課後等デイサービス</u>	<u>2か所</u>

Ⅱ拠点等体制の概要

- •設置時期:令和2年3月31日
- •整備類型:面的整備
- ・備えている機能
- ①相談 ②緊急時の受入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ·受入事業所

短期入所…2法人 グループホーム…1法人

緊急時の受入の考え方

(1) 想定される対象者

- 1. 警察に保護され、行き場がない人
- 2. 町外の施設から無断外出し、帰る場所が分からない人
- 3. 保護者が急に亡くなり、誰の助けも借りられない人
- 4. サービスの利用契約がない人で、緊急に短期入所をする必要性のある人

(2)緊急対応の流れ

- パターン1 消防・警察からの依頼 ⇔ 町保健福祉課 ⇔ 委託相談 ⇒ 受入法人・医療機関等 ⇒ 特定相談
- パターン2 発見事業所 ⇔ 町保健福祉課 ⇔ 委託相談 ⇒ 受入法人・医療機関等 ⇒ 特定相談

(3)受入費用の考え方

- ○短期入所の支給決定がある場合には、障害福祉サービスの通常利用とする。
- 〇サービス未支給の場合、障害支援区分6で短期入所を提供したものとみなし 基本的には7日間、最長14日間。

Ⅲ 設置経緯

①自立支援協議会にてワーキンググループの設置を決議(平成30年) 委託相談支援事業所を中心にし、ワーキンググループを組織することとなった。

②検討ワーキンググループの設置(令和元年)

那須町保健福祉課職員/委託相談支援事業所3か所/ 指定特定相談支援事業所2か所/障害福祉サービス事業所2か所/ 県北圏域障害者相談支援協働コーディネーター

③地域生活支援拠点を明文化(令和2年3月)

地域生活支援拠点設置要綱を策定

検討にあたって特に重点に置いたこと

- これまでも緊急短期入所の受入は実施してきている。
- ・夜間緊急の対応とは、どのようなケースが考えられるか。
- 費用負担ができない人を受け入れた場合に行政が負担することができるのか。
- ・緊急対応とはいえ、夜間直ちに動くケースは少ないのではないか。対応は翌日になるのでは。

Ⅳ 実績(令和5年度実績)

- •登録制非採用
- ・利用実績 なし

課題

- ・強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方の受け入れ先の確保。
- 拠点事業や利用方法等の周知

V 今後の方針

- ・強度行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方の受け入れ先については、近隣自治体も含めて検討していく。
- ・周知等に関しては、自立支援協議会なども活用し、障がい福祉 関係事業所や医療機関、その他関係機関に対して行っていく。